

始良・伊佐地域生活支援実証事業（移動販売）実施要領

第1 目的

この要領は、始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町をいう。以下同じ。）において、地域住民の交流の場として活用されているサロンやデイサービスを行っている介護施設等に移動販売車を巡回させる事業者に対して支援を行うことにより、買物が困難になっている方々への買物の場を提供するとともに、地域住民の交流を促進することを目的とする事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

事業主体は、県内に主たる事務所又は活動の拠点を置く企業、団体、個人事業主等（以下「事業者」という。）とする。

第3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- 1 始良・伊佐地域において実施する移動販売の取組であること。
- 2 生鮮食品（鮮魚、青果、精肉等）その他の日用生活物資の販売を行うこと。
- 3 新たに実施するもの又は既存の事業の場合は新規箇所や新たな取組を追加するものであること。
- 4 原則としてサロン又はデイサービスを行っている公民館又は介護施設等を巡回するものであること。
- 5 原則として、始良・伊佐地域振興局長が指定するモデル地域（始良・伊佐地域の各市町2自治会）を対象とし、県内の2以上の市町において事業を実施するものとし、始良・伊佐地域の市町における新規箇所数に応じて補助する。
また、モデル地域に類する自治会として始良・伊佐地域振興局長が認めるものも含む。
- 6 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりを見込めるものであること。
- 7 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 8 同一年度において、県の他の事業等から補助等を受けていない事業であること（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象として応募できる）。

第4 事業企画書の提出

事業を実施しようとする事業者は、事業企画書（別記第1号様式）等を始良・伊佐地域振興局長に提出するものとする。

第5 事業の承認

始良・伊佐地域振興局長は、第4により提出された事業企画書が、第3の事業の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、別記第2号様式により承認を行う。

第6 補助金額

補助金額は、新規箇所数に応じて以下の計算方法で補助する。

補助額^{※1} = (75,600 円) × (新規箇所数) + (63,000 円^{※2}) (1,000 円未満切り上げ)

- ※1 1 事業主体当たり始良・伊佐地域の1市町を対象とした事業は215千円、
2 市町を対象とした事業は366千円、3 市町を対象とした事業は517千円、
4 市町を対象とした事業は668千円を上限として定額補助とする。

なお、始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認める場合は、予算の範囲内で増額することができる。

※2 新規箇所に応じて変動しないと見込んだ額

第7 補助金等交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業計画書（別記第3号様式）
- 2 新規箇所設定計画書（別記第5号様式）
- 3 事業の実施体制（別記第7号様式）
- 4 事業実施主体の概要（別記第8号様式）
- 5 移動販売の概要を示す書類

第8 補助金等変更申請書に添付すべき書類

要綱第8条第2項に定める補助金等変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（別記第3号様式）
- 2 新規箇所設定変更書（別記第5号様式）

第9 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業実績書（別記第3号様式）
- 2 新規箇所販売実績報告書（別記第6号様式）
- 3 事業に関する写真、資料等
- 4 事業成果調書（別記第4号様式）

第10 補助金の交付

要綱第13条第2項の概算払により交付することができる補助金の額は、要綱第7条の補助金交付決定通知書に記載する額の2分の1を上限とする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、始良・伊佐地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月2日から施行する。